

# R1 徳農 鳴門藍住農業支援センター ブロック塀改修工事

■図面リスト (計 8 枚)	
図面番号	図面名称
B-001	特記仕様書(1)
B-002	特記仕様書(2)
B-003	特記仕様書(3)
B-004	付近見取り図、配置図
B-005	既存改修平面詳細図、既存改修立面図
B-006	各部分詳細図(1)
B-007	各部分詳細図(2)
B-008	木製フェンス詳細図
B-009	
B-010	
B-011	
B-012	
B-013	



項目	特記事項								
7. 施工	<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>								
8. 工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>								
9. 完成図書	<p>◎電子納品：対象 ◎提出書類 ・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・<b>原図版</b>) ・工事写真(写真帳 1部(着手前・竣工)、電子データ 2部) ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ 1部) ・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、建設大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ
区分	サイズ								
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣工	カラー、手札版又はサービスサイズ								
10. 瑕疵補修	<p>◎工事完成撮影は、専門家に( <del>委託</del> ・ よらない )ものとする。 ◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎徳島県公共工事標準請負契約約款第41条第2項に基づいた瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は <b>1年</b> ( 2年 ) とする。 ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p>								

## 2章 改修仮設工事

項目	特記事項
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンマーク	◎監督員の指示による。
3. 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準</p> <p>また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎仮囲い仕様 <del>かご</del>及び<del>フェ</del>仮安全灯程度とし、飛散防止に十分配慮すること。</p> <p>◎ゲート(有・<b>無</b>)</p> <p>◎その他 必要に応じ<del>リ</del>ガードを設置すること。</p>
4. 監督員事務所	◎監督員事務所は(設ける(面積 m <sup>2</sup> 程度) <b>設けない</b> )
5. 工事用用水、電力等	◎既存電力、用水利用( <del>出来</del> ・ 出来ない )ただし、施設管理者と協議すること。
6. 工事車両用駐車場 資材置場	◎同用地は、( <del>明示の場所</del> ・ 用意していないので業者にて ) 設けること。
7. 安全対策	◎夜間の安全対策には充分考慮すること。
8. 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、現場代理人または主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレは、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>
3章 解体工事	
1. 一般事項	<p>◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 積み込み状況(車のナンバープレートを書き込むこと) (2) 捨て場状況(車のナンバープレートを書き込むこと)</p>
2. 工事の範囲	◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び基石底面まで行い撤去すること。
3. 騒音振動調査	<p>◎本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。 ◎騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。</p> <p>◎騒音・振動の測定に当たっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を3部提出すること。 ◎測定は、作業場内の敷地境界で行い、測定法は騒音JIS Z 8731(騒音レベル測定方法)、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)による。(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事施工 監理指針参考資料参照)</p> <p>◎騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承諾を得た後、実施すること。 ◎測点数は6ヶ所とし、位置は解体作業の進行に伴い移動するものとする。(延〇日間を見込んでいる。)</p>
4. 事前措置	◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 頃とする。
5. 構内舗装等	◎樹木等の伐採抜根及び移設 方法( 工事に支障のある樹木は、監督員と協議による。) ◎舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。
6. 地下埋設物・埋設配管等	◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事を含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。
7. 整地・埋戻し・盛土	<p>◎埋戻しは、( 購入土 ・ クラッシュラン ・ 再生クラッシュラン <b>現場発生土</b> ) 他工事の現場発生土とする。 ◎混入する石の最大径は監督員の指示による。</p> <p>◎埋戻し高さは、現状地盤 とする。</p> <p>◎整地範囲は図示による。</p>

## 4章 土工事

項目	特記事項												
1. 根切り	<p>◎周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。</p> <p>◎敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。</p> <p>◎根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督職員の承諾を受ける。</p>												
2. 排水	◎工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。												
3. 埋め戻し及び盛土	◎使用土は(A種・ <b>B種</b> ・C種・D種)とし、機器により締め固める。												
4. 地均し	<p>◎建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。</p> <p>◎地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。</p>												
5. 建設発生土の処理	◎敷地内の監督員の指示する箇所に敷均しとする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとする。												
5章 地業工事													
1. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等	<p>◎材料は、市場品とする。 ◎砂利及び砂地業 ・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締め固めを行う。 ・砂利は、( 切込砂利 ・ 切込砕石 <b>再生クラッシュラン</b> ) とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用部位</th> <th>厚さ</th> <th>粒度範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td> <td>場の基礎</td> <td>120mm</td> <td>RC-40</td> </tr> </tbody> </table> <p>・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目つぶし砂利で均しをする。</p> <p>◎締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。</p> <p>◎捨コンクリートは、無筋コンクリート(スランプ15cm、設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>)とし、厚さは 30 mm とする。</p>	種別	使用部位	厚さ	粒度範囲	再生クラッシュラン	場の基礎	120mm	RC-40				
種別	使用部位	厚さ	粒度範囲										
再生クラッシュラン	場の基礎	120mm	RC-40										
6章 鉄筋工事													
1. 材料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>規格番号</th> <th>規格名称</th> <th>種類の記号</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JIS G 3112</td> <td>鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td>SD 295A</td> <td>D13</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD 295A	D13	-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-
規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)										
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD 295A	D13										
-	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	-	-										
2. 材料試験	◎材料試験は行わない。 ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。 ◎鉄筋の継手は( <b>重ね継手</b> ) ガス圧接継手・特殊継手)とする。												
3. 加工及び組立て	◎結束線の端部は内側に折り曲げる。  ◎鉄筋の定着方法及び長さは図示による。												
4. 配筋検査	◎主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。												

●工事名 R1 徳農 鳴門藍住農業支援センター  
ブロック塀改修工事

●図面名 特記仕様書(2)

●図面番号 B-002

●縮尺

徳島県

徳島県東部農林水産局

7章 コンクリート工事

項目	特記事項																								
1. 一般事項	<p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>調合管理 強度 Fn(N/mm<sup>2</sup>)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の 有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位 容積重量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>基礎</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td>捨てコン</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。 なお、構造体強度補正值(S)は、標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリートの強度試験 コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。 ・第4週強度確認 ただし、公共試験機関以外で行う場合は、工事監理者又は監督員立会いの上、行うこととする。 なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。 標仕 表6.2.3による。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理 強度 Fn(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所	普通	21	24	18	有		2.3	基礎	普通	18	18	15	無			捨てコン
コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm <sup>2</sup> )	調合管理 強度 Fn(N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	強度試験の 有無	種別	気乾単位 容積重量 (t/m <sup>3</sup> )	適用箇所																		
普通	21	24	18	有		2.3	基礎																		
普通	18	18	15	無			捨てコン																		
2. コンクリートの仕上がり	<p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A・B・C)種とする。</p> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。</p>																								
3. 普通コンクリート	<p>◎セメントの種類は 普通ポルトランドセメント とする。</p> <p>◎骨材は、標仕 6.3.1(b)による。</p> <p>◎細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる <u>できない</u>)。</p> <p>◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。</p> <p>◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m<sup>3</sup>以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。</p> <p>◎試験りは(行う・<u>行わない</u>)。</p> <p>◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。</p> <p>◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。</p> <p>◎混和材料は(<u>使用する</u>)・使用しない)。</p> <p>◎コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3〔目地寸法〕(a)(1)による。</p>																								
4. レディミクストコンクリート工場の指定	◎工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。																								
5. 型枠	<p>◎型枠は、( 県産木製型枠・<u>合板</u>)とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>型枠の種類</th> <th>仕上げ種別</th> <th>塗装の有無</th> <th>材質</th> <th>厚さ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県産木製型枠</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.9.3 (b)(1)</td> <td>A 種</td> <td>なし</td> <td>合板</td> <td></td> <td>基礎</td> </tr> </tbody> </table>	型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所	県産木製型枠	—	なし				6.9.3 (b)(1)	A 種	なし	合板		基礎						
型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所																				
県産木製型枠	—	なし																							
6.9.3 (b)(1)	A 種	なし	合板		基礎																				
8章 左官工事																									
1. 一般事項	◎下地調整に用いる吸水調整材の使用方法は、製造所の仕様による。																								
2. モルタル塗り	◎コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。 ◎ <u>笠木等</u> 塗りの材料は共仕15.2.2による。																								

9章 その他工事

項目	特記事項																																																																			
1. 木製フェンス	<p>◎木材の品質 ・保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の処理区分のうち、K2からK4までの保存処理(JIS K 1570(木材保存剤)に規定する木材保存剤(ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に適合したものとする。)、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。)が施されているもの又は認証木材建材(AQマーク表示)として認定された保存処理材を使用するものとする。 ・樹種及び等級</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工箇所</th> <th>樹種</th> <th>寸法</th> <th>材料の等級</th> <th>形状</th> <th>表面の仕上げ</th> <th>含水率</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">組立材</td> <td>付柱</td> <td>杉</td> <td>110×40</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>鏡板</td> <td>杉</td> <td>110×15</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3×3棧</td> <td>杉</td> <td>110×30</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>笠木</td> <td>杉</td> <td>110×60</td> <td>上小節</td> <td></td> <td>A</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">造作材</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B・C</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>A・B・C</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎金物、釘類は全てSUS製とする。</p> <p>◎木材の防蟻・防蟻処理は工場において(<u>加圧処理法</u>) 拡散処理法・浸漬処理法)により行い、十分乾燥した後現場へ搬入すること。 ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。 また、工場処理した木材を使用する場合は、次によること。 ①各種製材の「日本農林規格」の保存処理の性能区分K2からK4までの区分によるものを使用する。 ②JIS A 9108(土台用加圧式防蟻処理木材)によるものを使用する。 ③人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570(木材保存剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材防蟻剤を用いて、JIS A 9002(木材の加圧式保存処理方法)による加圧式保存処理を行ったものを使用する。 ④防蟻・防蟻に有効な薬剤が混入された接着剤を使用する場合等は、特記による。 ⑤認証木材建材(AQマーク表示品)として認証された保存処理材を使用する。</p> <p>◎木材保存(防蟻・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。</p> <p>◎施工箇所は図示による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>素地ごしらせ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木部</td> <td>A種</td> <td>B種</td> <td>木製フェンス</td> </tr> </tbody> </table>		施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考	組立材	付柱	杉	110×40	上小節		A			鏡板	杉	110×15	上小節		A			3×3棧	杉	110×30	上小節		A			笠木	杉	110×60	上小節		A			造作材						A・B・C								A・B・C			区分	種別	素地ごしらせ	備考	木部	A種	B種	木製フェンス
	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	表面の仕上げ	含水率	備考																																																												
組立材	付柱	杉	110×40	上小節		A																																																														
	鏡板	杉	110×15	上小節		A																																																														
	3×3棧	杉	110×30	上小節		A																																																														
	笠木	杉	110×60	上小節		A																																																														
造作材						A・B・C																																																														
						A・B・C																																																														
区分	種別	素地ごしらせ	備考																																																																	
木部	A種	B種	木製フェンス																																																																	
2. 木材保護塗料塗り(NP)																																																																				

項目	特記事項

●工事名 R1 徳農 鳴門藍住農業支援センター  
ブロック塀改修工事

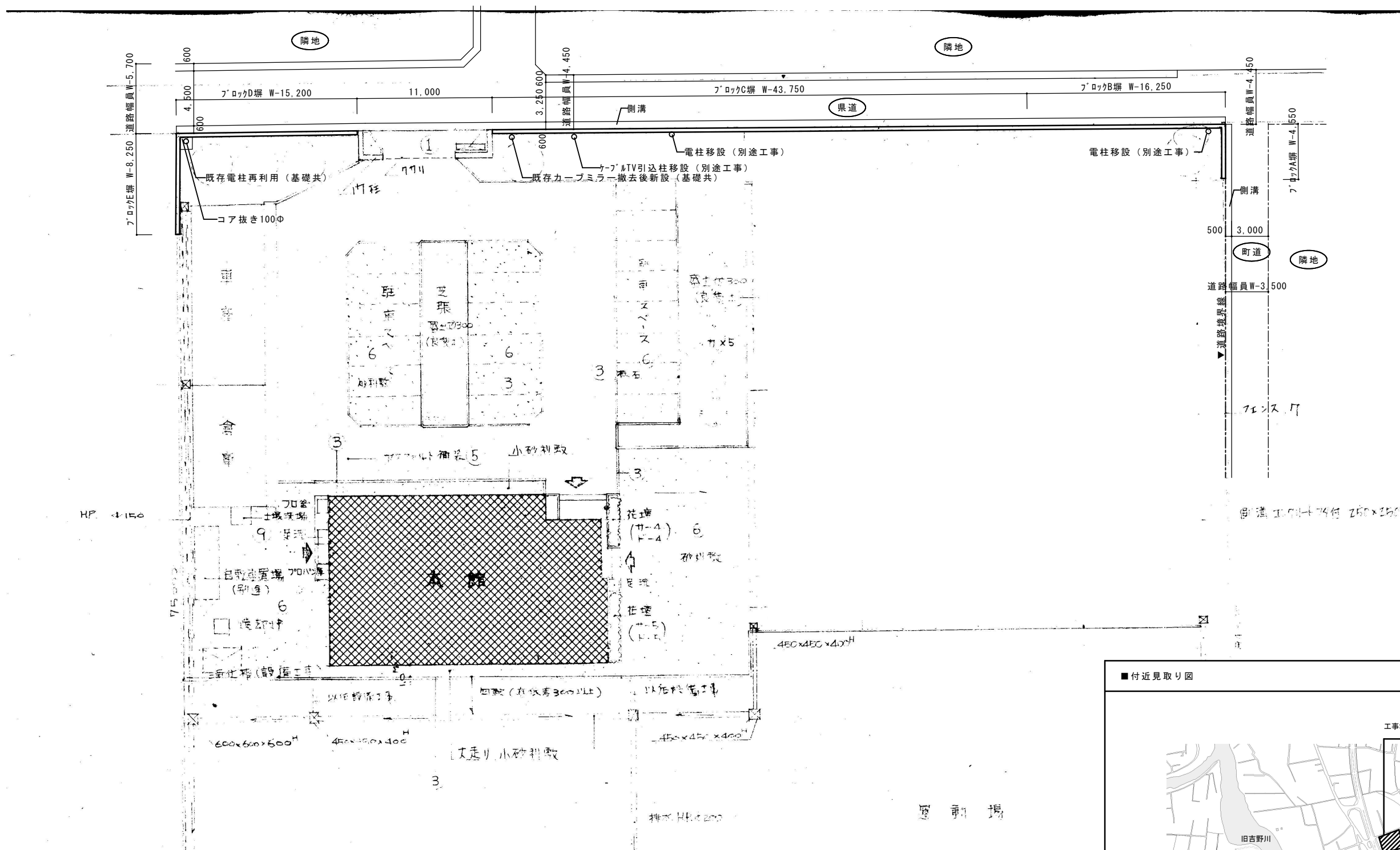
●図面番号 B-003

●図面名 特記仕様書(3)

●縮尺

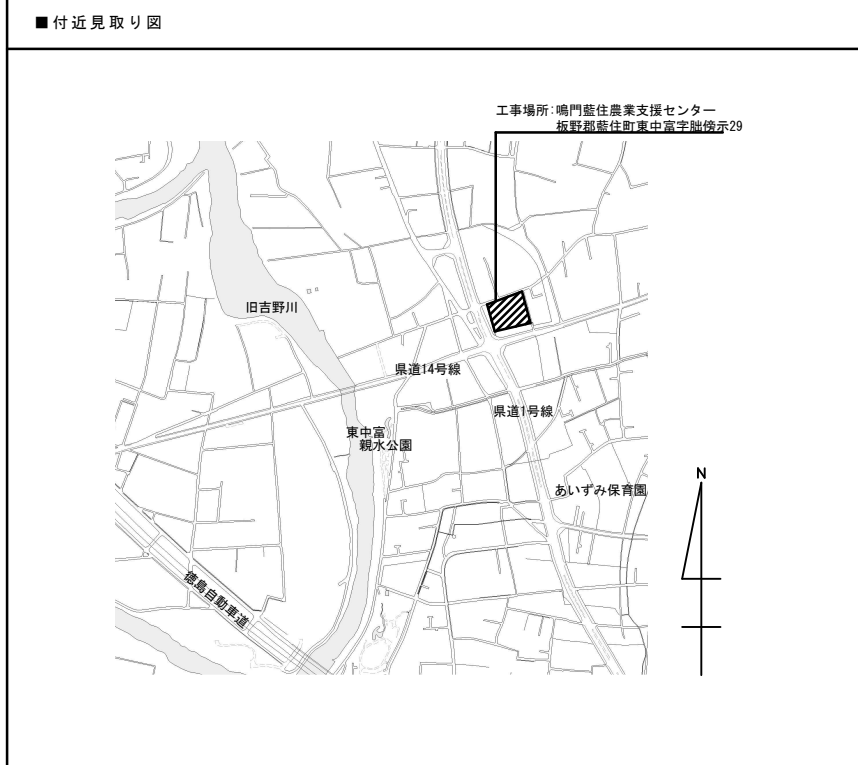
徳島県

徳島県東部農林水産局



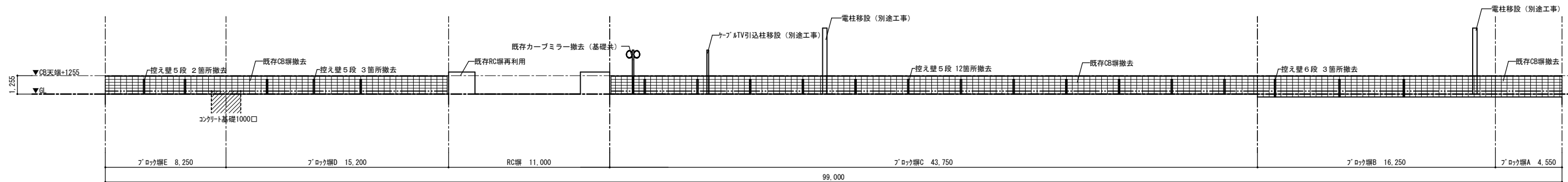
配置図 1/250

※受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。  
 ※地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。  
 ※受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。  
 ※敷地内電柱移設工事業者と十分に打合せを行い、工事時期を決定すること。  
 ※既存C B 塀の総m数は8.8m。  
 ※新設木製フェンスの総m数は87.75m。

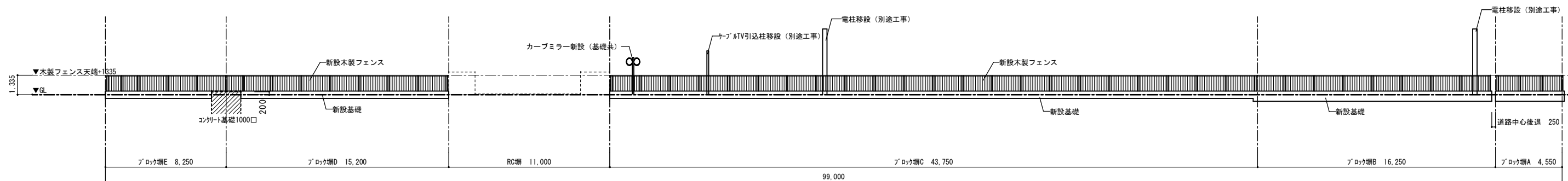


徳島県東部農林水産局	●工事名 R1 徳農 鳴門藍住農業支援センター ブロック塀改修工事	●図面番号 B-004	徳島県
	●図面名 付近見取り図、配置図	●縮尺 1:250	

■ブロック塀撤去改修立面図 1/200

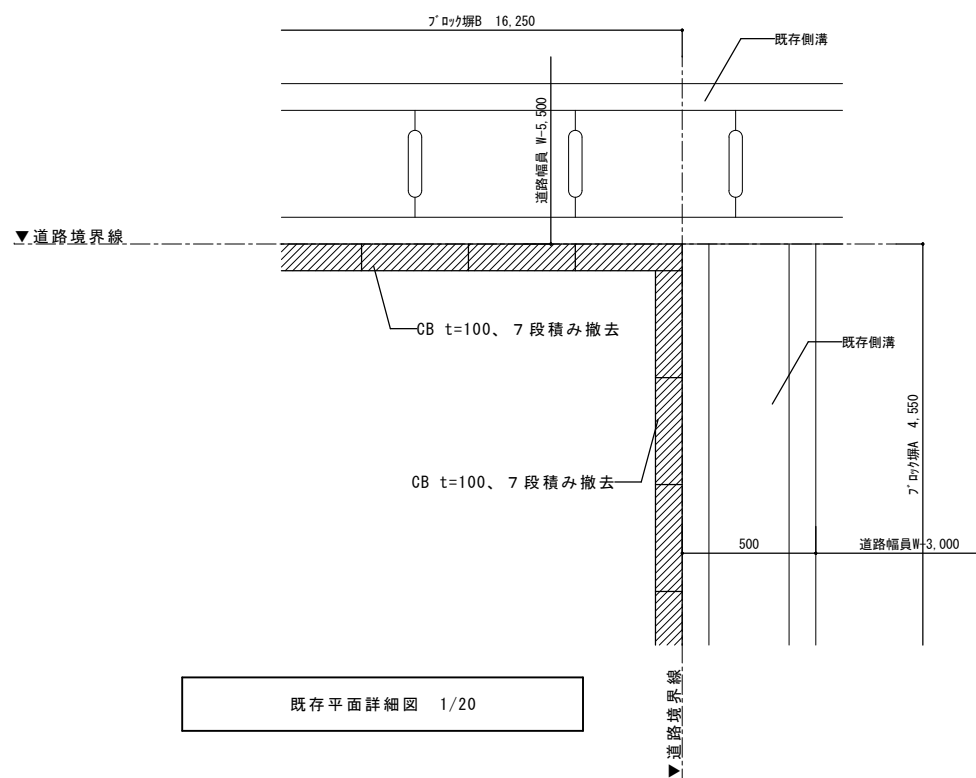


既存立面図 1/200

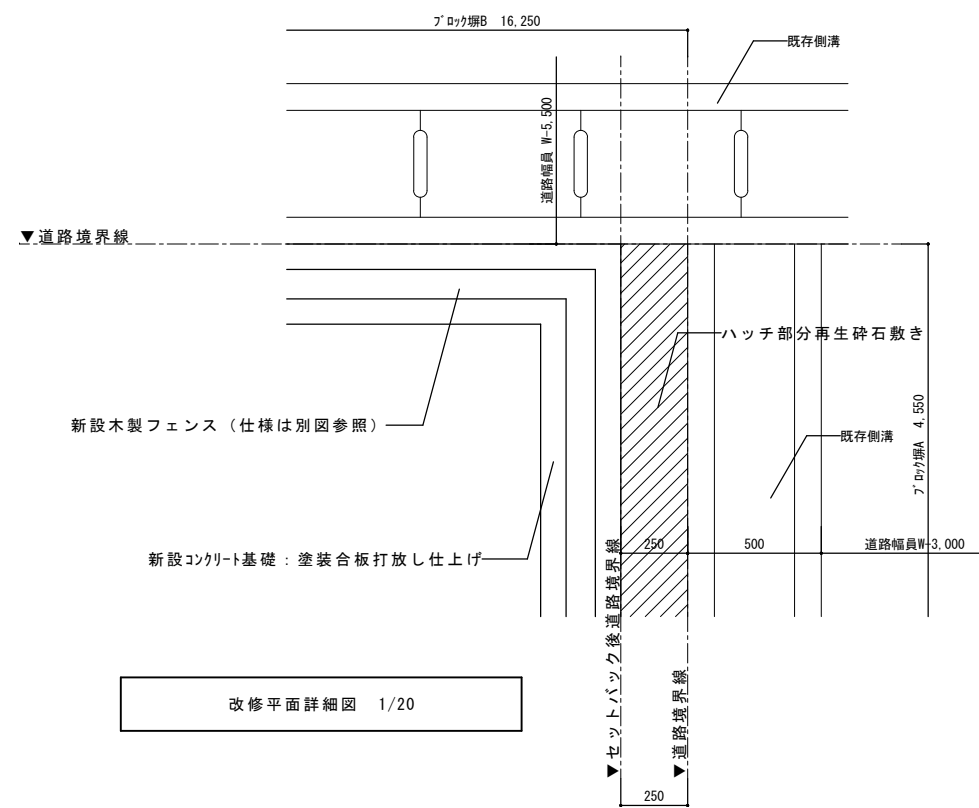


改修立面図 1/200

■ブロック(A)(B)解体改修平面詳細図 1/20



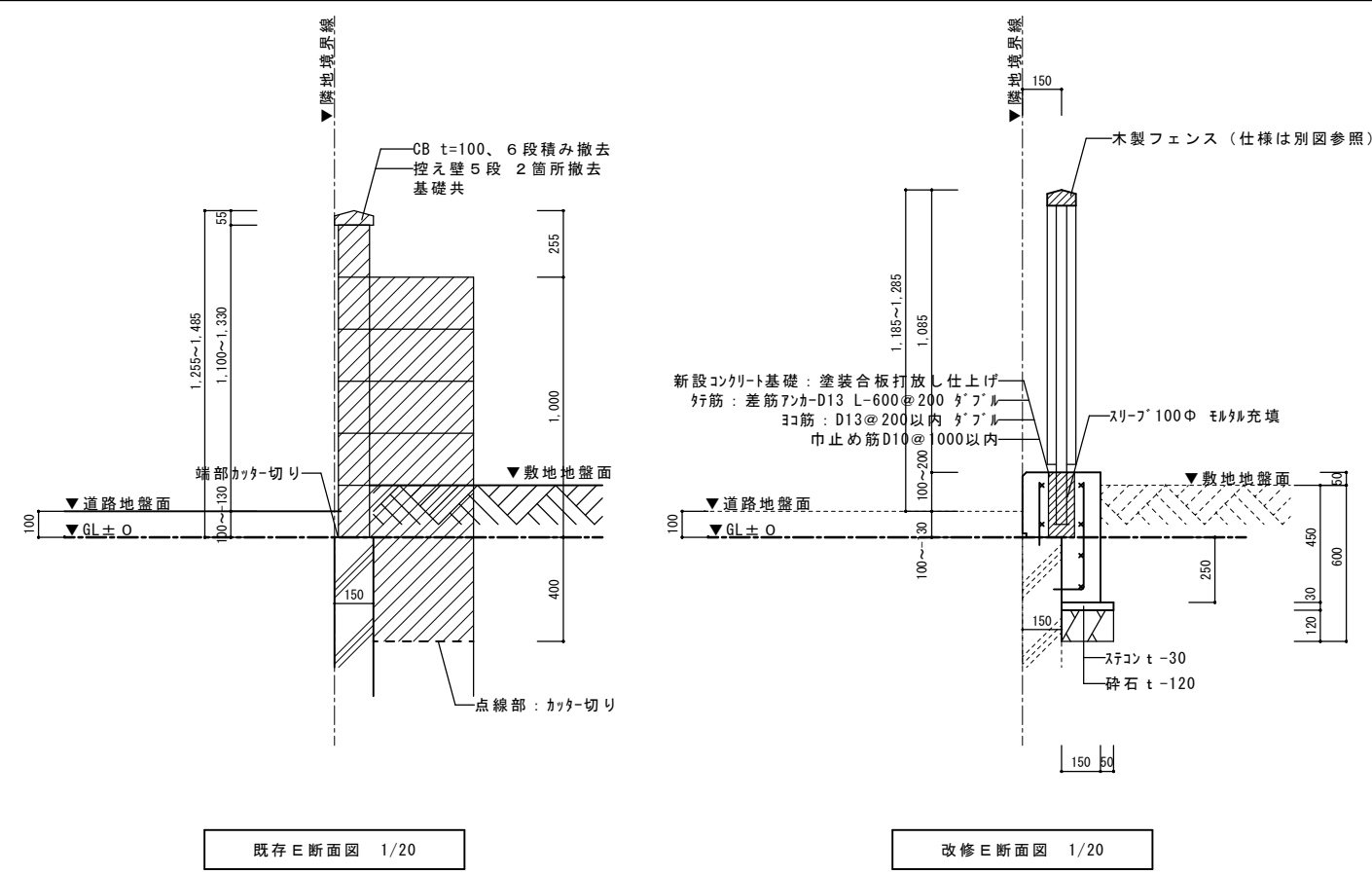
既存平面詳細図 1/20



改修平面詳細図 1/20

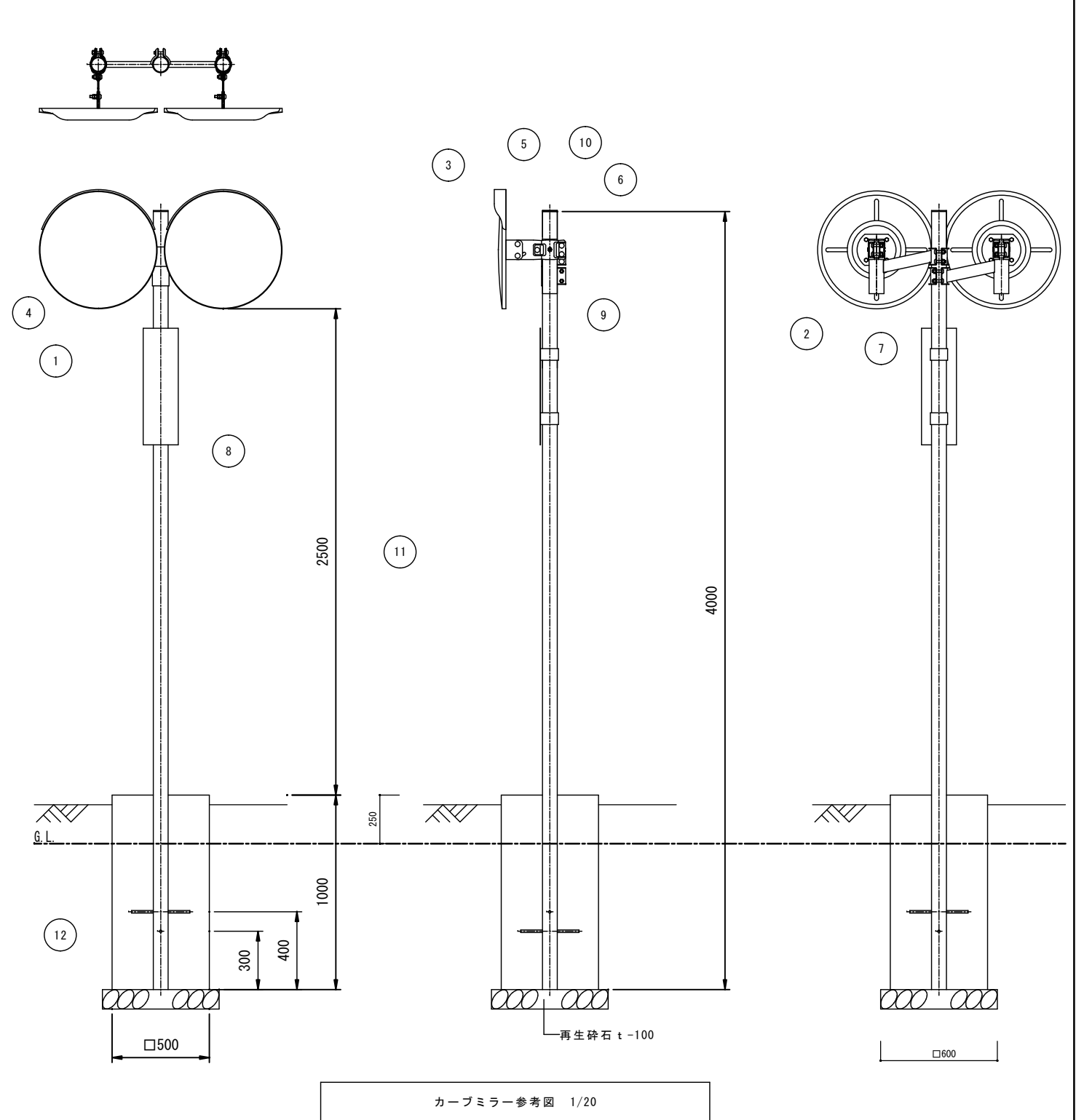


■ブロック(E)既存改修断面詳細図 1/20



■カーブミラー参考図 1/20

品番	品名	数量	材質	備考	品番	品名	数量	材質	備考
1	鏡面	2	メタクリル樹脂(アクリル)	¥U+03C6600	9	取付バンド	2		
2	裏板	2	SGCC		10	キャップ	1	ポリエチレン樹脂	黒色
3	フード	2	ポリカーボネート樹脂	橙色		AP支柱	1	STK400, 亜鉛めっき	静電粉体塗装, 橙色
4	取付枠	2	アルミニウム合金	橙色	11	(FP支柱)	(1)	(STK400)	(静電粉体塗装, 橙色)
5	裏板取付金具	2	SPHC	溶融亜鉛めっき		<めっき支柱>	<1>	<STK400>	<溶融亜鉛めっき>
6	支柱取付金具	2	SPHC	溶融亜鉛めっき	12	ネカセ	2	(¥U+03C613¥U+00D7300)	
7	W取付金具	2	STK400, STKR400, SPHC	溶融亜鉛めっき					
8	注意板	1							



■木製フェンス平面立面詳細図 1/20

